

資料編

甲賀市総合計画策定審議会条例

平成17年1月26日
条例第1号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、甲賀市総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、甲賀市総合計画の策定に関する事項について必要な調査及び審議をする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 市民

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後、最初に行われる審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則(平成17年条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、付則第3項から第5項までの改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成17年条例第32号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成22年条例第20号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成23年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

甲賀市総合計画策定審議会委員名簿

(任期：平成24年11月19日～平成26年11月18日)

区分	氏名	備考
識見を有する者	今井 敏	
	片岡 築雄	
	杉田 光	
	辻 彰	
	中西 良平	
	中村 初子	副会長
	野口 喜代美	
	八里 良子	
	古谷 陽司	
	松井 寛	
市民からの 一般公募による者	伊東 正智	
	小河 文人	会長
	中島 仁史	
	中村 直弘	
	林 幸世	
	林 博忠	
	松村 和将	
	三浦 浩一	
	藪下 利男	

【敬称略】

甲賀市総合計画基本計画の改定について（諮問）

甲 政 推 第 1 2 7 号
平成 24 年（2012 年）11 月 19 日

甲賀市総合計画策定審議会 会 長 様

甲 賀 市 長 中 嶋 武 嗣

甲賀市総合計画基本計画の改定について（諮問）

甲賀市を取り巻く社会潮流や市民ニーズに対応したまちづくりに取り組むため、平成 19 年に策定した甲賀市総合計画のうち、基本的な施策の体系とその方向性を示す基本計画を改定したいと考えますので、甲賀市総合計画策定審議会条例（平成 17 年甲賀市条例第 1 号）第 2 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

甲賀市総合計画基本計画の改定について（答申）

平成 25 年（2013 年）2 月 8 日

甲賀市長 中嶋 武嗣 様

甲賀市総合計画策定審議会
会長 小 河 文 人

甲賀市総合計画基本計画の改定について（答申）

平成 24 年 11 月 19 日付け甲政推第 127 号で諮問のありました甲賀市総合計画基本計画の改定については、当審議会では慎重に審議を重ね、別添のとおり甲賀市総合計画後期基本計画案を取りまとめましたので答申します。

策定の経緯

日時	内容
第1回 平成24年11月19日	<ul style="list-style-type: none">・委嘱状交付・甲賀市総合計画策定審議会 会長、副会長の選出について・甲賀市総合計画策定について(諮問)・甲賀市総合計画基本計画の改定について・甲賀市総合計画基本計画の検証結果について・甲賀市総合計画 後期基本計画(素案)について
第2回 平成24年11月29日	<ul style="list-style-type: none">・甲賀市総合計画 後期基本計画(素案)について
第3回 平成24年12月10日	<ul style="list-style-type: none">・甲賀市総合計画 後期基本計画(素案)について・パブリック・コメントの実施について
第4回 平成25年2月7日	<ul style="list-style-type: none">・パブリック・コメントの結果について・甲賀市総合計画後期基本計画(案)について・答申書(案)について

重点プロジェクト 成果指標説明

◆元気と安心、みんなで守る甲賀の暮らしプロジェクト

◇安全・安心を守る絆づくり

目標指標	指標名	実績	目標
	自主防災組織設置率	(平成 23 年度) 72.9%	(平成 28 年度) 100%
目標指標の説明	自主防災組織とは、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守ろう」という連帯意識に基づき自主的に結成する組織をいう。自主防災組織が結成された区・自治会数／市内全区・自治会数×100%。		
指標を選んだ理由	安全・安心を守る絆づくりの、代表的な取り組みであるため。		
目標設定の考え方	市内全地域において早期に大規模災害時に住民が自らの命を自らで守る態勢を整えるため 100%の組織化をめざす。		
データの出典	危機管理課		

◇安全・安心を守るインフラ整備

目標指標	指標名	実績	目標
	学校施設の耐震化率	(平成 23 年度) 92.8%	(平成 28 年度) 100%
目標指標の説明	Is 値が 0.7 を下回る基準値以下の小中学校の校舎および屋内運動場の耐震補強を実施する。		
指標を選んだ理由	学校施設は、児童・生徒の安全を確保する必要がある、地域の防災拠点(避難場所)となることから、地震防災対策の促進を図り、安全・安心を守るインフラ整備として適しているため。		
目標設定の考え方	児童・生徒が一日の大半を過ごす活動の場の安全性を確保するとともに、非常災害時には、地域住民の応急避難場所としての役割を果たすため、100%をめざす。		
データの出典	教育総務課		

◇高齢者・障がい者等の自立や介護への支援

目標指標	指標名	実績	目標
	介護保険第 1 号認定率	(平成 23 年度) 16.1%	(平成 28 年度) 16.6%以下
目標指標の説明	第 1 号被保険者(65 歳以上)に対する要支援・要介護認定者の割合。		
指標を選んだ理由	介護認定を受けずに、自立して健康で元気に暮らす高齢者が多くなることをめざすため。		
目標設定の考え方	介護保険事業計画に基づく。		
データの出典	介護保険法、介護保険事業実績、甲賀市介護保険事業計画		

◇生涯を通じた健康づくりの充実

目標指標	指標名	実績	目標
	特定健康診断受診率	(平成 23 年度) 35.5%	(平成 28 年度) 50.0%
目標指標の説明	40～74 歳までの国保加入者の特定健診の受診割合。		
指標を選んだ理由	特定健診は市が実施しており、自分の健康を知り、病気の早期発見を行うことで医療費の適正化を図ることを目的に、受診率の目標値を設定した。市の受診率目標値は、国が特定健診等基本指針に掲げる参酌基準を適用しており、国のめざす方向性に準じた指標となり、生涯を通じた健康づくりの指標として適しているため。		
目標設定の考え方	第 1 期計画(平成 20～24 年)の最終年度末目標値が 65%であり、第 2 期計画(平成 25～29 年)においても最終目標値の 65%を継続することとしたため。		
データの出典	甲賀市国民健康保険特定健康診査等実施計画(第 2 期)		

◆学びと育ち、きずなが育む甲賀の未来プロジェクト

◇子育ての支援や体制の整備と保育の充実

目標指標	指標名	実績	目標
	待機児童数	(平成 23 年度) 3 人 (平成 24 年 4 月 1 日時点)	(平成 28 年度) 0 人
目標指標の説明	保育園に入園申請しているが、定員などの理由により入園できない状況の児童と放課後児童クラブへの入所を待つ児童の数。		
指標を選んだ理由	待機児童を減らすことにより、働く親への子育て支援や体制整備と保育の充実を図ることができる指標として適切なため。		
目標設定の考え方	待機児童ゼロにより、保護者の就労支援等の多様な保育ニーズに応えることができる。また、放課後に一人きりで過ごす子どもをなくし、児童の健全な育成を図ることができるため。		
データの出典	甲賀市次世代育成支援行動計画、各児童クラブ運営者資料 社会福祉課、こども未来課		

◇経験や体験を通じた子どもの育成

目標指標	指標名	実績	目標
	特色ある学校推進事業割合	(平成 23 年度) 2%	(平成 28 年度) 10%
目標指標の説明	教育活動予算に占める特色ある学校推進事業費の割合。		
指標を選んだ理由	地域の自然・歴史・伝統・文化・人材などを活用した、「郷土学習」、「地域学習」など、その学校ならではの「特色ある教育活動」の充実を図るために、事業費を拡大させていくことが必要であり、このことが指標の一つになると考えたため。		
目標設定の考え方	教育振興にかかる予算の執行において、教科等の学習の充実だけでなく、「郷土愛」を育むために地域の伝統や文化などを活かした特色ある教育活動を進めることが重要であり、教育活動予算に占める特色ある学校推進事業費の割合の 10%までの拡大をめざす。		
データの出典	決算書、各小中学校からの「特色ある学校づくり事業」の実績報告書		

◇教育環境の整備

目標指標	指標名	実績	目標
目標指標	子ども110番の家(車含む)の登録件数	(平成23年度) 2,716件	(平成28年度) 3,000件
目標指標の説明	子どもたちの健やかな成長に欠かせない日常における活動および通学時の安全を守るために協力いただく、家と車の登録件数。		
指標を選んだ理由	子どもたちの健やかな成長には、学校での学習はもちろんのこと、自然および日常生活の中で安全にさまざまな体験を積み上げることが重要である。それには通学をはじめとして子どもだけで活動する際の安全を確保する必要がある。		
目標設定の考え方	甲賀市世帯数の概ね1割の世帯の登録をめざす。		
データの出典	甲賀市青少年育成市民会議、PTA、学校等で把握している登録件数		

◆創造と交流、進化が生み出す甲賀の活力プロジェクト

◇雇用の維持と創出

目標指標	指標名	実績	目標
目標指標	市内就労率	(平成23年度) 44.5%	(平成28年度) 50.0%
目標指標の説明	市内の企業・事業所等で働く市民の率。		
指標を選んだ理由	雇用の維持と創出を図る指標として適切なため。		
目標設定の考え方	目標として、半数である50%の雇用をめざす。		
データの出典	商工政策課(ハローワークからの情報収集)		

◇地場産業の維持活性化

目標指標	指標名	実績	目標
目標指標	農作物被害額	(平成23年度) 125百万円	(平成28年度) 75百万円
目標指標の説明	有害鳥獣による被害の軽減(水稻・麦・大豆の被害総額)。野生獣による農作物被害の対策として、捕獲および防除対策により重点的に取り組み被害額の軽減を図る。		
指標を選んだ理由	拡大する被害に対し、抜本的な対策が必要であるため。		
目標設定の考え方	年間10%の被害額の削減をめざす。		
データの出典	被害防止計画の実施状況に関する報告書		

◇人やモノの交流促進

目標指標	指標名	実績	目標
目標指標	年間観光入込客数	(平成23年度) 276万人	(平成28年度) 1,000万人
目標指標の説明	甲賀市を訪れる観光客のうち、年間1,000人以上の来客がある施設の来客数合計。		
指標を選んだ理由	観光交流人口を数値で測ることができるため。		
目標設定の考え方	観光交流人口が増加するさまざまな取り組みを行い、1,000万人の観光入込客数をめざす。		
データの出典	滋賀県観光入込客統計調査		

◆魅力の伝承、誇りを伝える甲賀の宝プロジェクト

◇地域コミュニティの育成支援

目標指標	指標名	実績	目標
	地域資源を活用した地域活動を行う自治振興会の割合	(平成 23 年度) 20%	(平成 28 年度) 35%
目標指標の説明	26 の自治振興会の内、地域の資源を発掘し活用しようとしている組織の割合。		
指標を選んだ理由	地域の魅力を再発見し、地域資源となりうる「人」、「歴史的資源・場所」、「特産品」などを活かして地域づくりに取り組むことでまちの活性化につながるため。		
目標設定の考え方	平成 23 年度に自治振興会で取り組まれた事業の内、地域資源発見と活用に結びつくと考えられる取り組みを行った自治振興会の数。 平成 23 年度⇒5 組織。 平成 28 年度⇒9 組織。		
データの出典	地域コミュニティ推進室(平成 23 年度自治振興会事業一覧)		

◇地域資源の創造と維持活用

目標指標	指標名	実績	目標
	甲賀ブランドの認定数	(平成 23 年度) 0 件	(平成 28 年度) 10 件
目標指標の説明	平成 24 年度に組織された甲賀ブランド推進協議会において、甲賀ブランドに認定された商品等の件数。		
指標を選んだ理由	全国に誇れる地域資源である甲賀ブランドの認定数を増やすことで地域の自信と活力を生み出すことができるため。		
目標設定の考え方	年間 2 件の認定をめざす。		
データの出典	甲賀ブランド推進協議会		

◇自然環境の保全と共生

目標指標	指標名	実績	目標
	農家民泊の受入人数	(平成 23 年度) 220 人	(平成 28 年度) 5,000 人
目標指標の説明	都市農村交流による修学旅行生の受入農家人数。		
指標を選んだ理由	甲賀市の豊かな自然環境を活用した事業の指標であり、これを進めることで、自然環境の保全、共生につながっていくため。		
目標設定の考え方	都市農村交流推進協議会の独立運営をめざす数値設定であり、都市農村交流の目標数値とする。		
データの出典	農業振興課		

◇省エネルギーの推進と新エネルギーの普及支援

目標指標	指標名	実績	目標
	受給最大電力	(平成 23 年度) 5,700kw	(平成 28 年度) 11,400kw
目標指標の説明	市域の太陽光発電システムの累計出力。		
指標を選んだ理由	市域の新エネルギー導入量を直接把握でき、施策の進捗を測ることができる指標のため。		
目標設定の考え方	年間 1,000kW 程度の増加を目標とし、平成 23 年度実績の 2 倍をめざす。		
データの出典	生活環境課		

語句説明

【あ】

ICT (information and communication technology) ;

情報通信技術。IT とほぼ同義。日本では、情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語として IT が普及したが、国際的には ICT が広く使われる。

鮎苗放流 ;

鮎の稚魚を河川へ放流すること。

アンテナショップ ;

地方自治体が東京・大阪などの繁華街で地元の特産品などを販売・PR する店。

【い】

一時保育 ;

保護者の傷病や家庭の事情等による緊急時の保育および保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消による一時的な保育事業。

医療費の適正化 ;

急速な少子高齢化の進展の中で、皆保険制度を維持し、将来にわたり持続可能なものとするため、生活習慣病の予防や平均在院日数の短縮などによって、医療費の過度の増大を招かないようにすること。

インターネット ;

ある一定のネットワーク・プロトコル(通信手順)によって、世界中のコンピューターを相互接続したネットワークの総称。

【う】

運動器の機能向上 ;

病気や廃用症候群 (=生活不活発病…高齢に

よる衰弱、転倒など明確な疾病でないものの加齢によって起こる生活機能低下をいう) などにより心身の機能低下を起こした高齢者を対象に、積極的な運動を取り入れ、心身機能の維持・向上をさせること。

【え】

栄養改善 ;

低栄養状態のおそれのある高齢者の方などを対象に、人間の基本的欲求である「食べる楽しみ」を重視し、「食べること」を通じて、低栄養状態の改善を図ること。

エンパワーメント ;

一人ひとりがその人らしく活動する中で、文化的、社会的、政治的、経済的状況などを変えていく力を身につけること。

【か】

介護保険第 1 号認定率 ;

第 1 号認定者 ((65 歳以上の要支援・要介護認定者) ÷ 第 1 号被保険者数 (65 歳以上人口)) 。

家庭版 ISO ;

地球環境に配慮した取り組みを家庭において実践していくため、国際的な環境マネジメント規格 ISO14001 の概念を応用した甲賀市独自の認定制度。

かふか安全メール ;

不審者にかかわる情報が学校や警察等から寄せられた場合、見守り活動や子どもたちへの指導を充実させるために、地域における見守り活動にかかわる方と学校関係者を対象にその情報を配信するためのメール。

【き】

起債制限比率；

公債費の状況から財政の健全性を表す指標の一つ。公債費に充てられた市税や地方交付税等の一般財源の額が、地方公共団体の一般財源ベースでの標準的な財政規模に占める割合を示すもので、15%が警戒ラインと言われている。

教育研究所；

今日的な課題究明と課題解決のため、調査、研究、教職員研修、教育振興事業に取り組む教育委員会の組織のひとつ。

行政手続きのオンライン化；

住民票や証明書の交付申請や施設の使用申請等でインターネットを利用し、支所等の申請窓口に行くことなく申請手続きができるシステム。

勤労者余暇利用施設；

勤労者の福祉の向上を図るために設置した、スポーツや文化教養活動等のために利用できる施設。

【く】

クリーンエネルギー；

大気汚染物質を発生しないエネルギー。風力・太陽熱・水力・地熱・潮力などをさす。

グリーン購入；

品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境への負荷が少ない製品を優先して購入すること。

グリーンツーリズム；

農村や漁村での長期滞在型休暇。都市の住民が農家等にホームステイして農作業を体験したり、その地域の歴史や自然に親しむ余暇活動。

【け】

景観法；

良好な景観の保全と新たな良好な景観の創出のための法律。

経常収支比率；

財政構造の弾力性（自由に使えるお金が多いか少ないか）を判断する指標の一つで、市税や地方交付税等の一般財源が、人件費や公債費（市債の返済額）など毎年経常的に支出される経費に費やされている割合を示すもので、80%を超えると財政構造が弾力性を失いつつあるとされている。

健康こうか21計画；

市民が健康で生きがいをもって生活ができるように定めた計画。

健康推進員；

地域における健康づくりリーダー。

健康福祉委員；

定められた研修会に主体的に参加し、認定を受けた人で、地域の健康福祉活動を行う人。

【こ】

公開端末機；

公共施設等に設置され、誰もがインターネット等を通じて、ホームページの閲覧や、申請手続き等が行える端末機（パソコン）。

甲賀市あんぜん・あんしんなまちづくり市民会議；

犯罪の起きにくいまちづくりをめざし、官民一体で防犯に取り組む会議組織。市民会議には、学校や公共交通機関、老人クラブ、消防団、奉仕団体、量販店などが参画しており、防犯対策の強化が期待されている。

甲賀ブランド推進協議会；

甲賀市の誇る観光資源である「甲賀流忍者」、
「信楽焼」、「東海道の宿場」といった豊富な
資源を活用し、新たな観光戦略を展開していく
ことを目的に、「こうかブランド」の創設、発信
のための事業を行う組織。

高度情報通信網；

光ファイバーや無線を活用し、異なる情報
ネットワークが一定のルールで接続され、網の
目状に張り巡らされた情報通信、異なる情報
ツール間で自由に情報のやり取りが可能。

高付加価値化；

ある「もの」が有している価値と、それを生
み出す元となった「もの」の価値との差を活か
すこと。

公募提案型の協働事業；

市民主体のまちづくりを推進するため、地域
のさまざまな課題解決に向け、市民活動団体等
の特性を活かした事業提案を公募し、提案団体
と市がともに「公共サービス」の担い手となり、
「協働」して解決に取り組んでいくもの。

ここあいパスポート；

甲賀市、湖南市で支援を必要とする人の一人
ひとりに応じた継続した支援を行うために作成
されたもので、特別に支援の必要な子どもとそ
の家族が、支援のための記録や資料を整理して
所持することができる相談支援ファイル。

ことばの教室；

視覚、言語機能およびコミュニケーション能
力にいろいろな課題のある幼児・児童・生徒に
対する言語訓練および教育的支援、相談事業を
実施する機関。

コミュニティ；

人々が共同体意識をもって共同生活を営む一
定の地域あるいは人々の集まり、共同体。自治
会・町内会を中心とする地縁的なつながりに基
づく地域コミュニティや特定のテーマに関心
のある人々が結びつき活動を行うテーマコミュニ
ティなどがある。

コミュニティ活動；

区・自治会が行う地域コミュニティ活動や市
民活動団体が行うテーマコミュニティ活動の総
称。

コミュニティバス；

運行区域ごとに「はーとバス」「あいくるバ
ス」「ハローバス」「信楽高原バス」の愛称が
あり、これらを総称して「甲賀市コミュニティ
バス」という。

【さ】**山村振興計画；**

林野面積の占める割合が多く、自然環境的に
生活環境や産業基盤の整備が必要な地域で、
「山村振興法」に基づき定める計画。

【し】**CSR (corporate social responsibility) ；**

「企業の社会的責任」の意味。収益を上げ配
当を維持し、法令を遵守するだけでなく、人権
に配慮した適正な雇用・労働条件、消費者への
適切な対応、環境問題への配慮、地域社会への
貢献など企業が市民として果たすべき責任をい
う。

自治体内分権（地域内分権）；

市域よりも小さな区域において、市民自らが
地域の課題を協議し解決できるように、身近な
地域や市民に対して行政の権限や予算を移譲す
るような取り組み。

就職困難者；

働く意欲を持ちながら、障がい者、ひとり親家庭の保護者、中高年齢者、外国人、出身地、家族構成等の就労疎外要因があり、雇用・就労が困難な者。

就労相談員；

就職の機会均等および雇用の促進のため相談等を行う。

循環型社会；

天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会。

少年センター；

少年の非行防止や無職少年の就労・就学・自立支援等を関係機関と連携しながら青少年の健全育成に取り組む教育委員会の組織。

少年補導委員；

青少年の健全育成を図り、未然に非行化を防止する目的で街頭指導・啓発活動・情報収集などの活動を行う。

食育；

食に関する知識と食を選択する力を習得し健全な食生活を実践することができる人間を育てる。

新エネルギー；

これまでの石油や石炭などの従来型エネルギーに代わる、環境への負荷が小さい新たなエネルギーの利用形態の総称。新エネルギーは「再生可能エネルギー」「従来型エネルギーの新利用形態」の2つに分類され「再生可能エネルギー」は、太陽光発電や風力発電などの「自然エネルギー」と再生する工場廃熱やごみ焼却熱を利用する「リサイクル型エネルギー」に分かれる。

人権教育基本計画；

人権を尊重・擁護する精神や態度を育成するための教育を啓発し推進するための基本となる計画。

人権教育地域ネット整備事業；

中学校を核として学校・園、家庭、地域社会が連携し、人権を尊重・擁護する精神や態度を育成するための教育を推進していく事業。

人権教育推進協議会；

部落問題をはじめ、一切の差別のない、明るいまちづくりを進めるため、市民一人ひとりの人権意識の向上と確立を図ることを目的とし、さまざまな啓発活動を推進する組織。

人権総合計画；

甲賀市の人権施策を総合的・計画的に推進するための指針となる計画。

人権文化；

人権ということにかかわって、普段当たり前と思って、疑問にも思わないぐらい日常の中に浸透している考え方や感じ方、行動の仕方を指す。

【す】**スクールガード；**

学校の警備および児童の通学時の安全確保に従事する学校安全ボランティア。

スマートライフ；

省エネルギーを我慢や節約というイメージでとらえるのではなく、もっと地球規模で考えて、エネルギーを効率的に使い、かしこくシンプルな生活を実践していこうという新しい省エネ型のライフスタイルのこと。

3 R運動；

ごみを減らして、資源やものを大切に使う循環型社会を作っていくための運動。

Reduce（リデュース）廃棄物の発生抑制…買い物袋を持参することなど。

Reuse（リユース）再使用…服などをフリーマーケットに出したりするなど。

Recycle（リサイクル）再資源化…びん、ペットボトルなど再資源化して新たな製品を作ること。

【せ】**青少年育成市民会議；**

次代を担う青少年の健全な育成を促すために、広く市民の創意を集結し、健全育成の実現のためにさまざまな活動をしている団体。

青少年立ち直り支援センター；

非行等の問題を抱え、自分の居場所もなく悩み苦しんでいる少年が、自分自身を見つめ直し、自分の課題を克服しながら社会に適応できるように個別プログラムを組んで支援を行っている。

セーフコミュニティ；

安心・安全なまちづくりを進める取り組みを、市民や関係団体などと協働して行う地域に根ざした組織。

【そ】**総合型地域スポーツクラブ；**

市民による自主的な運営により、地域の住民が気軽にさまざまな種目に親しめる地域に根ざした総合的なスポーツクラブ。

【た】**第1号認定率；**

第1号認定者〔（65歳以上の要支援・要介護認定者）÷第1号被保険者数（65歳以上人口）〕。

待機児童

国が認可する保育所への入所要件を満たし、申し込みがされているが、施設の不足や保育希望時間の調整がつかないなどの理由によって入所できないでいる児童。

確かな学びの充実；

児童・生徒一人ひとりの基礎的・基本的な内容の定着につながる学習習慣や学習方法の習得と学習意欲の喚起。

多文化共生；

国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員としてともに生きていくこと。

多面的機能；

国土保全、水源かん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承、保健休養機能等。

男女共同参画計画；

甲賀市の男女共同参画施策を総合的計画的に推進するため指針となる計画。

【ち】**地域子育て支援センター；**

子育て支援のための地域の総合的拠点。無料相談や関連機関の紹介、子育てサークルの活動支援などを行う。

地域情報通信基盤；

市民と行政、市民間の情報交換において利用される一定の地域に整備された高度情報通信網。本計画では、市全域を想定。

地域福祉推進計画；

地域福祉を推進するための基本計画。

地区計画；

地域の特性にあわせて良好な環境の住宅区域を開発および保全する計画。

治山事業；

保安林を守り育てることによって、山崩れなどの山地災害から住民の生命・財産を守ることや森林が持つ水源かん養機能を高めたり、緑豊かな生活環境の保全・形成をめざす事業。

地産地消；

地域生産、地域消費の略語で、地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。

中山間地域；

山間地およびその周辺の地域で地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域。「特定農山村地域活性化法」に基づく地域。

中山間地域等直接支払制度；

耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が懸念される中山間地域等において多面的機能を確保する観点から直接支払う制度。

【つ】**つどいの広場；**

子育て中の親が気軽に集い、語り合える場を提供することにより精神的な安定感をもたらす場。

【て】**DV（ドメスティック・バイオレンス）；**

夫婦、恋人など親密な関係にある（あった）異性から受ける暴力のこと。身体的暴力だけでなく、暴言、侮辱、脅迫といった精神的暴力や性的な暴力などを含む。

低床バス等；

バリアフリー対応のバス車両として、バスの

乗り口から車内床面までの段差が1段の「ワンステップバス」と、車高が低く段差のない「ノンステップバス」があり、一般的にはこれらを併せて「低床バス」という。この他、車いすでの乗降が容易に行える「リフト付バス」もあり、甲賀市では、「低床バス」と「リフト付バス」を総称して「低床バス等」と表現している。

【と】**特色ある学校推進事業；**

学校が立地する地域の伝統や文化を活かし実施する教育活動。

特色ある学校推進事業割合；

教育活動予算に占める特色ある学校推進事業費の割合。

特定農業団体；

地域農業の担い手として、農用地を利用集積する指定を受けた農業生産団体。

特定農業法人；

地域農業の担い手として、農用地を利用集積する指定を受けた農業生産法人。

特別支援教育；

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および支援を行う教育。

都市計画区域；

一体の都市として総合的に整備し、開発および保全する区域。

土地区画整理事業；

道路等の整備と一体的に宅地の整備と利用増

進を図る事業。

トリエンナーレ事業；

3年に一度開催される芸術祭。甲賀市においては、市が認定を受けた経済振興特区事業のメイン事業として、平成22年10月から11月にかけて、信楽まちなか芸術祭（信楽トリエンナーレ）を地域と一体となり開催した。

【な】

生ごみ堆肥化事業；

家庭から回収した生ごみを堆肥化し種堆肥として家庭に配布する循環システム。

【に】

認定こども園；

県の認定を受け、就学前の教育・保育を一体的に提供する施設。

認定農業者；

経営の安定と基盤の強化を図るために、自らの農業経営について改善計画を作成して認定を受けた農業者。

【ふ】

ファミリーサポートセンター；

育児の援助を受けたい者と援助を行える者からなる会員組織。

【ほ】

放課後児童クラブ；

保護者が仕事などにより昼間家庭にいない小学生で、放課後施設を利用して適切な遊びおよび生活の場を与える。

防犯関係団体；

犯罪防止のため行政、企業、自治会等で組織する団体（ex：甲賀湖南防犯自治会、暴力団追放甲賀湖南市民協議会等）。

補完性の原則；

日常生活や身の回りで起きる地域課題を、個人でできることは個人で解決する（自助）、個人でできないときは地域などがサポートする（共助）、それでも解決できない問題は行政が支援する（公助）という考え。

ポケットパーク；

道路整備や交差点の改良によって生まれたスペースに、ベンチを置くなどして作った小さな公園。

母子自立支援プログラム策定委員；

ひとり親家庭の人に個人のケースに応じた自立支援のプログラムを策定し就業までの支援を行う人のこと。

母子福祉推進員；

母子家庭からの悩みごとや心配ごとなどさまざまな相談に対し、よき相談相手となり、適切な指導を行い、母子家庭の福祉向上に努めるサポーター。

【ま】

まち美化活動参加団体；

自主的に一定の場所を年間を通じて、清掃活動等を行う団体や企業。

【も】

素牛（もとうし）；

肥育開始前、または繁殖牛として育成する前の子牛。

【や】

ユニバーサルデザイン；

最初からバリア（障害）をつくらないことを基本に、すべての人に対して、便利でやさしく、快適さを提供する考え方。

【よ】**幼保一元化；**

幼稚園と保育園の施設や運営を一元化することで効率的な経営を行う。

【ろ】**六次産業；**

農業（1次産業）をベースに、加工（2次産業）、流通販売・観光交流（3次産業）全体を組み合わせ、連携し、地域の自然や文化も取り込みながら消費者のニーズに沿った地域独自のモノやサービスを生産、提供することで付加価値や新たなビジネスを創出する産業。

【れ】**レッドデータブック（Red Data Book）；**

絶滅のおそれのある野生生物としてレッドリストに掲載された生物種について、その形態・分布・生息状況・保護対策などを取りまとめた資料。

【わ】**ワーク・ライフ・バランス；**

やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。仕事と生活の調和。1990年代のアメリカで生まれたもの。企業はこの実現のために、フレックスタイム、育児・介護のための時短、在宅勤務、テレワークなどを導入している。

甲賀市総合計画 後期基本計画

平成 25 年 3 月

発行: 甲賀市役所 総合政策部 政策推進課

〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地

TEL.0748-65-0670 FAX.0748-63-4554

ホームページ: <http://www.city.koka.lg.jp/>

策定協力: (株)ジャパンインターナショナル総合研究所